

平成27年・恒久対策に関する大臣要求項目

平成27年7月7日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

【平成27年・恒久対策に関する大臣要求項目】

- 第1 肝炎ウイルス検査の体制整備に関する要求（法第12条、指針第3）
- 第2 肝炎医療の助成に関する要求（要求項目）（法第15条、指針第4）
- 第3 医療提供体制の確保（指針第4）
- 第4 啓発・知識の普及・人権の尊重に関する要求（指針第8および指針第9）
- 第5 肝硬変・肝がん患者に対する支援に関する要求（指針第9）
- 第6 治療と就労の両立に関する要求（指針第4）
- 第7 B型肝炎完治の新薬・新治療法等の研究開発等に関する要求

第1 肝炎ウイルス検査の体制整備に関する要求（法第12条、指針第3）

1 ウイルス検査の体制整備及び受検促進

(1) ウイルス検査無料化の徹底と受検体制の整備

特定感染症検査等事業の肝炎ウイルス検査について、ウイルス検査促進のためには、すべての都道府県・保健所設置市・特別区の保健所および委託医療機関において、無料でウイルス検査を受検できるようにすることが必要である。特に受検者の便宜を考慮すると、委託医療機関での肝炎ウイルス検査の無料実施は重要である。

したがって、委託医療機関の拡大のために各自治体への呼びかけを徹底するとともに、全ての検査機関において、無料で肝炎ウイルス検査を受検できるようにされたい。

また、すべての都道府県・保健所設置市・特別区の保健所および委託医療機関において無料でウイルス検査を受検することができたとしても、検査を受けられることができる時間帯、検査のための人的体制などが不十分であればウイルス検査の受検促進の実効性を確保することはできない。

「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」による調査では、保健所において土日での検査を行っている施設は1.5%、夜間検査を行っている施設は14.7%と少なく、受付時間は2時間未満の施設が42%、2時間から5時間の施設が43.7%と短い施設が多く、また運営上様々な問題や課題があることが報告されており、保健所における受検体制は不十分である。

そこで、すべての保健所および委託医療機関において、受検するための時間帯の拡大、人的体制の拡充を図られたい。

(答)

1 肝炎ウイルス感染の自覚のない方が多数存在すると考えられるため、厚

厚生労働省では、肝炎対策基本指針において、全ての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要と定めるとともに、肝炎の感染を早期に発見するため、受検者の皆様の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制の整備と積極的な受検勧奨に努めている。

- 2 肝炎ウイルス検査のうち、都道府県・政令市・特別区が実施するものについては、全ての自治体で保健所又は委託医療機関のいずれかにおいて無料で検査を受けられる一方、市町村が実施する肝炎ウイルス検査については、一部の自治体で費用を徴収している現状にある。
- 3 厚生労働省としては、今後も、肝炎ウイルス検査が無料で受けられるよう、自治体に働きかけるとともに、出張型検診の実施、医療機関への委託検査、検診の場の活用など多様な選択肢を用意し、受検者の利便性に配慮していく。

(2) 個別勧奨実施自治体拡大への取組み

健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診における個別勧奨を行うことにより、ウイルス検診の受診者数が増加しており、ウイルス検査の促進のためには個別勧奨が効果的である。

しかしながら、個別勧奨を実施していると回答を行った実施市町村における個別勧奨についても、その呼びかけが、肝炎ウイルス検査の必要性を十分に認識できる内容でなければ、効果的な個別勧奨が行われているとは言えない。

したがって、各実施市町村における個別勧奨の内容について把握を行い、どのような個別勧奨が効果的なものであるかについて分析を行い、各実施市町村において効果的な個別勧奨が行われるよう指導を徹底されたい。

(答)

- 1 個別勧奨の実施状況については、未実施市町村において実施に支障をきたしている要因や、これら要因に対する実施市町村の工夫点などについて各都道府県にアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、平成27年6月の第14回肝炎対策推進協議会の資料として公表している。
- 2 各市町村においては、他の市町村の事例を参考にしながら、個別勧奨の実施や実施内容の改善に向けた取り組みが進められているものと認識している。
- 3 更に、本年3月に開催された全国健康関係主管課長会議において、個別勧奨の積極的な実施について各都道府県等に要請している。

(3) 出張型健診実施自治体拡大の取組み

特定感染症検査等事業における出張型健診実施市町村拡大のため、各自治体に対し指導を徹底されたい。

指導を行っているにも関わらず出張型健診を実施していない自治体に対しては、その理由について確認を行い、更に、各自治体はその理由解消のためにどのような取組を行っているかについて確認を行い、これらの取組を各自治体へ公開する等、すべての自治体が出張型健診を実施するための方策を検討されたい。

また、出張型健診を行なう場合についても、より効果的な方法（事前の告知、場所の選定など）で行なわなければ、その意味が半減する。そこで、より効果的な出張型検診を行えるように、引き続き先進的な取組を紹介するなど指導を徹底されたい。

(答)

- 1 出張型検診については、地方自治体から具体的な実施方法を情報収集し、その結果をとりまとめ、平成27年6月の第14回肝炎対策推進協議会の資料として公表している。各地方自治体においては、他の地方自治体の事例を参考に、出張型検診の実施や実施内容の改善に向けた取り組みが進められているものと認識している。

